

金融取引の中で小切手と同じように利用されているものに、手形があります。手形を使用する際にも、当座預金口座を開設しなければなりません。

1

手形帳の取扱い

「手形」とは、期日がきたら受取人に手形に記載された金額を支払うことを約束した有価証券です。手形は、手形の受取人が手形法により保護されることや融資を受ける上で担保としたり、割り引いて現金化できること等から多用されています。手形は通常「手形帳」というひとつの綴りになっています。手形の偽造などの問題が発生しないように、手形帳及び印鑑の取扱には注意が必要です。

2

手形の種類

(1) 手形の種類

手形は次のように分類することができます。

① 手形法による分類

「約束手形」と「為替手形」の2種類があります。

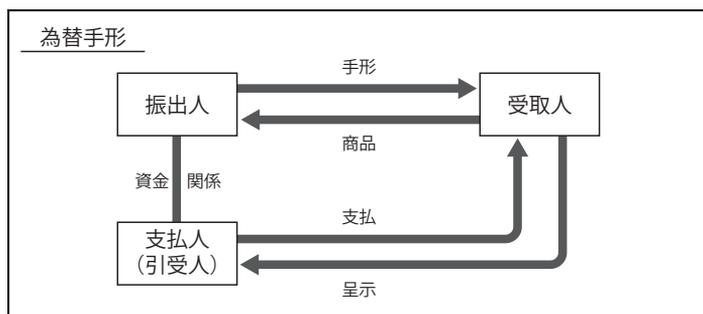
1. 約束手形

この手形は、手形の振出人が受取人に対し、支払期日に手形に記載されている金額を支払うことを約束した証書です。これは、手形の振出人と受取人との2者間の契約です。



2. 為替手形

この手形は、手形の振出人に代わって手形の支払人（引受人）が、その支払期日に手形の受取人に支払うことを約束した証書です。これは、手形の振出人と支払人（引受人）と受取人との3者間での契約です。



②振出目的による分類

「商業手形」と「金融手形」の2種類に区分できます。

1. 商業手形

この手形は、得意先等との商取引の決済を目的として振り出される手形です。

2. 金融手形

この手形は、借入金の担保や借入証書の代用として振り出される手形です。

※ 資金繰りの目的のために取引先等から入手した取引の裏付のない手形を「融通手形」といいます。

③所持による分類

「手持手形」「割引手形」「裏書手形」の3種類に区分できます。

1. 手持手形

この手形は、受け取った手形で現在手元に保管している手形です。

2. 割引手形・裏書手形

7 の割引手形・裏書手形を参照してください。

3

手形の記載内容

(1) 約束手形の要件 (記載方法)

手形については次の記載要件が必要で、記入漏れ等の不備がある場合には、支払を拒否されますので注意してください。

(通常手形に記載されている記載要件)

「約束手形」であることを記載した文字

手形番号

手形を管理する上で使う番号。

支払地及び支払場所

支払銀行の所在地及び支払銀行の名前。

支払を委託した内容を記載した文字

通常、「上記の金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします」と記載します。

(通常、振出人が記載する必要がある記載要件)

金額

通常は、チェックライター等で記載します。金額の頭に「¥」、終わりに「※」を記載します。手書きの場合は、漢数字で記入します。この場合は「金」、「円也」を記載します。

受取人

手形の受取人の名前。

支払期日

振出人が、受取人に支払う期日。支払期日が、金融機関の休業日に該当する場合には、翌日以降の営業日が支払期日となります。

振出地

振出人の所在地。

振出日

手形を振り出した日付。

振出人

振出人の記名。個人の場合は、氏名を記入します。法人の場合は、法人名・代表取締役名等を記入。

振出人の印

この印鑑は、金融機関に届けている印鑑（記載要件にはなっていないが必ず押すこと）。

印紙及び割印

手形には、印紙税法により手形に記載された金額に応じて収入印紙を貼らなければなりません。そして、その印紙に割印（通常、銀行届出印）をします。

(2) 約束手形のみみ（控）の記入内容

約束手形帳は、通常 25 枚綴りになっています。その手形帳は、約束手形の本体とみみ（控）の部分からなります。約束手形本体の記載要件は、上記（1）によりますが、みみの部分の記載内容は次の通りです。

手形番号

通常は、すでに印刷されています。

受取人

約束手形の受取人名。

金額

約束手形の本体に記載された金額。

支払期日

約束手形が決済され受取人にお金が支払われる日付。

支払地及び支払場所

支払銀行の所在地及び支払銀行の名前。通常は、印字されています。

振出日

約束手形を振り出した日付。

振出地

約束手形の振出人の所在地。通常は、印字されています。

備考

相手先に約束手形を振り出した原因等を記載。例えば、〇〇月の買掛金の支払等。

約束手形 番 No.J 12548	宛 約束手形 J 12548	東京 2101 0002-718
受取人 朝焼商会株式会社	印 入 朝焼商会株式会社 殿	支店 東京都練馬区
金額 ￥5,650,000	金額 ￥5,650,000※	支店 とうぼ銀行 夕焼支店
支払期日 平成 X 年 7 月 31 日	上記金額を多たまたはおなりの借取人へのこの約束手形と引替にお支払いいたします	
支払地 東京都練馬区	振出地 東京都練馬区一軒1-2-3	
支払場所 とうぼ銀行夕焼支店	住所 東京都練馬区	
振出日 平成 X 年 5 月 1 日	振出人 株式会社 桜原商事	
備考 4月の買掛金の支払	代表取締役 矢吹 錠	
		② 2501 0012 716 500254 64189

(3) 為替手形の記載要件及びみみの記載内容

為替手形は現在あまり使われていませんが、簡単に記載要件を説明しておきましょう。為替手形の記載要件は約束手形に似ていますが、次のような違いがあります。振出人以外に支払人（引受人）に関する記載が必要であることに注意してください。

「為替手形」であることを記載した文字

手形番号

振出人の住所及び氏名・捺印、手形の支払人（引受人）の住所及び氏名・捺印。

引受日

手形の支払人が、その支払を引き受けた日。

また、みみ（控）についても、手形番号・支払人（引受人）の名前を記載する点が異なります。

為替手形 番号	No.J 123456	No. 123456 為替手形 J 123456	
振出日	平成 X 年 5 月 10 日	振出地	東京都新宿区
受取人	株式会社 梶原商事	受取人(引受人)	株式会社 東西商事
金額	¥1,560,000	金額	¥156,000※
支払期日	平成 X 年 8 月 10 日	支払期日	平成 X 年 8 月 10 日
支払地	東京都中央区	支払地	東京都中央区1-X-0
支払場所	とんぼ銀行中野支店	支払場所	とんぼ銀行 中野支店
支払人 (引受人)	株式会社 東西商事	支払人	株式会社 東西商事
備考	4月の買掛金の支払	備考	4月の買掛金の支払

4 手形の破棄方法

手形の管理上、次の点に注意してください。

①訂正

金額を訂正した手形は、無効となります。それ以外の訂正は、2本線を引くその上に正しい内容を記載します。そして金融機関の届出印を押します。訂正の真偽性が問題になる場合もあり、あまり訂正せず一度破棄して新たに手形をきりなおすことが多いようです。

②廃棄方法

記入ミス等により手形を破棄する場合は、その手形を使用しなかったことを証明するために、手形本体の手形番号を切り取り、その同じ番号の手形のみみ(控)に貼り付けてください。

5 手形の振出・決済

手形を使用するには、当座預金口座が必要なのは前に述べたとおりです。

(1) 手形の振出方法

①手形の振出

手形を振り出すときは、**3** で説明した手形記載要件を記入してあるか、印紙を貼ってあるか、印鑑が押されているかを確認してください。貼ってある印紙が、印紙税法による金額と一致しているかも確認して下さい。手形の額面により印紙税額は決まります。

②手形の更改

会社が、一度振り出した手形について、売掛金の回収がずれてしまったこと等により支払期日までにお金が調達できなかった場合には、受取人の了解を得て新しい手形を振り出し、古いものと交換したり、手形の支払期日を訂正

することができます。このようなことを「手形の更改」といいます。
手形を更改した場合には、従来の支払期日から新しい支払期日まで支払を延期した日数に応じた利息を受取人に支払う等の処置を行うことがあります。

(2) 手形の入金方法

①手形の取立依頼

会社が、売掛金の回収等により手形を受け取った場合には、金融機関に預け入れ、その手形の取立を依頼します。また、手形の取立料を金融機関に支払います。

取立を依頼する場合、手形受取人は、手形の裏に手形の取立を依頼した日付・取立依頼人の住所及び名称を記入し、捺印しなければなりません。このことを「手形の裏書」といいます。

②手形の決済

金融機関に取立依頼しておいた手形が、支払期日が到来して現金化されたことを「手形の決済」といいます。

6

手形記入帳の記入方法

手形を振り出したり受け取ったりした場合には、その取引を記録する帳簿を作成する必要があります。

手形を受け取った場合には「受取手形記入帳」、手形を振り出した場合には「支払手形記入帳」にそれぞれ記帳することになります。

(1) 受取手形記入帳

受取手形記入帳には日付、手形種類及び番号、受取先、銀行、満期日、金額、てん末を記入します。

(2) 支払手形記入帳

支払手形記入帳には、日付、手形種類及び番号、支払先、銀行、満期日、金額、てん末を記入します。

7

割引手形・裏書手形

受け取った手形について、支払期日前にお金にする方法や仕入先等の相手に譲渡する方法があります。

(1) 割引手形

① 割引手形の内容

「割引手形」とは、資金繰りの都合等で受け取った手形の支払期日到来前に金融機関に「割引」を依頼して現金化した手形のことをいいます。

この場合、金融機関に割引をしてもらった日から手形の支払期日までの利息を「手形割引料」として金融機関に支払います。また、割引を依頼したことにより手形を取り立てるのは金融機関となりますので、手形取立料も支払うことになります。また、手形の割引は一種の借入金となりますので、金融機関によりその割引率も変わりますし、割引行為を行ってもらえるかどうかとも決まってくるので注意してください。

手形を振り出した会社の信用度によっては、信用保証協会等の第三者の保証が必要となる場合があります。

② 割引の依頼方法

割引を金融機関に依頼する場合には、手形の取立と同じように手形の裏書が必要となります。

記載内容は、取立の場合と同じです。違うのは、裏書の目的が「取立依頼」ではなく「割引」となることですが、これは金融機関で記入してもらえるので、実際の記入については、同じとなります。

割引の依頼に際しては、あらかじめ金融機関に相談するようにします。これまで割引引いてくれていた場合でも、割引限度額の問題等で割引引いてもらえない場合もあります。現在は上場会社の手形でも、欠損や債務超過の場合には優良手形に該当せず割引ができないことがあります。

(2) 金融手形と手形借入

割引手形のように受け取った手形ではなく、借入金の借入証書に代えて手形を振り出して証書として借入を行うことができます。この行為を「手形借入」といい、この場合に振り出した手形を「金融手形」といいます。

手形借入は、通常の借入証書に貼る収入印紙に比較して安くすむことや、金融機関での書類のやり取りが簡素化できること等により、日常よく行われている行為です。

(3) 裏書手形

① 裏書手形の内容

「裏書手形」とは、受け取った手形を買掛金等の支払のため相手に譲渡した手形のことをいいます。

通常、手形は振出日から支払期日まで1ヶ月以上の期間があり、その間はお金にはなりません。このような場合に、受け取った手形の支払期日前に取引先等に手形を譲渡することがあります。このことを「手形の裏書譲渡」といいます。

この裏書手形を受け取った会社等は、さらにこの手形を裏書譲渡することも可能です。

②手形の裏書方法

手形を譲渡する場合には、譲渡したことを証明する意味と手形の流経路をはっきりさせる意味から裏に裏書を行います。裏書の内容は、手形の裏書をした日付・手形を譲渡した人（裏書人）の住所及び署名・捺印と手形を譲渡された人（被裏書人）の氏名です。このうち、裏書人の署名・捺印は、必ず行わなければなりません。

手形の連続性

表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払い下さい。	
平成 年 月 日	拒絶証書不要
住所 東京都深橋区一騎1-2-3 株式会社 梶原商会 代表取締役 矢吹 錠 (矢)	
(目的)	
振出先	株式会社 東西商事 殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払い下さい。	
平成 X 年 5 月 31 日	拒絶証書不要
住所 東京都港区五本木7-8-9 株式会社 東西商事 代表取締役 山田 年男 (山)	
(目的)	
振出先	株式会社 北風物産 殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払い下さい。	
平成 年 月 日	拒絶証書不要
住所 東京都練馬区若山2-6-8 株式会社 北風物産 代表取締役 本山 一男 (本)	
(目的)	
振出先	南山産業 株式会社 殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払い下さい。	
平成 年 月 日	拒絶証書不要
住所	
(目的)	
振出先	殿
表記金額を受け取りました。	
平成	
住所	

8

不渡手形

(1) 不渡手形の意味

不渡手形とは、形式の不備や決済口座の資金不足等により受け取った手形が支払期日になっても支払がされなかった手形のことをいいます。不渡の原因によっては、不渡処分の対象とならないこともあります。不渡処分を6ヶ月以内に2回うけると、銀行取引停止処分となり、2年間当座預金取引を行うことができません。

(2) 不渡手形の原因及び処分

不渡手形も、その原因により処分の方法が異なっています。ここでいう「不渡処分」とは、不渡を6ヶ月以内に2回うけると、銀行取引停止処分を受ける対象をいいます。

この原因と処分を一覧にすると次のようになります。

① 0号不渡

次の原因で不渡となった場合には、不渡処分は受けません。

形式・裏書不備……………記載要件・裏書要件に不備のある手形
呈示期間経過後の呈示……………支払期日を過ぎてしまった手形
期日未到来……………期日が到来していない手形
該当店舗無……………支払銀行名が誤っている手形

② 1号不渡

次の原因で不渡となった場合は不渡処分となり、6ヶ月以内に2回うけると、銀行取引停止処分となります。

資金不足……………手形の額面金額より当座預金の残高が不足している場合
取引無……………手形呈示時点で、当座預金取引がない場合等

③ 2号不渡

次の原因で不渡となった場合は、異議申立により不渡処分が猶予されます。

偽造・変造・詐取・紛失・盗難 ※……………偽造・変造・詐取・紛失・盗難された手形
印鑑相違……………捺印された印鑑が銀行届出印と異なっている手形
金額記載方法相違……………金額欄が指定以外の方法で記入されている手形
例えば、アラビア数字で記入されている手形
約定用紙相違……………銀行交付の用紙以外の用紙を使用した手形

※偽造・変造・詐取・紛失・盗難された手形でも、善意の第三者に対しては、支払義務がありますので注意して下さい。

(3) 不渡手形の回収方法

不渡手形もその原因により対処が異なりますが、上記1号不渡に該当する場合にはその内容を確認し、その会社に支払を求めていくことになります。不渡が出たということは、その会社の経営状況がかなり悪い状況にあることになります。場合によっては、商品在庫の回収等債権を保全する手続が必要となってきます。

(4) 手形の遡及

裏書手形を受け取ってその手形が不渡となった場合には、裏書して譲渡した人に対して、その手形の額面金額を請求することができます。このことを「手形の遡及」といいます。このような場合、遡及を受けた人は、さらに前の人に請求することができます。このことを「再遡及」といいます。このように裏書手形が不渡となった場合に、譲渡した人は譲渡された人より請求されますし、割引手形が不渡となった場合には、割り引いた銀行から請求されることになります。

(5) 資金不足の対処方法

支払手形の支払期日に資金が不足している場合にとりうる方法としては、手形の受取先に依頼して、支払期日を遅らせた新しい手形と引き換えに手形を回収するといった方法が考えられますが、受取先が同意してくれなければこの方法はとれません。支払手形が不渡になることは即倒産につながりますから、手形の決済資金については万全の準備をしておくようにすべきです。